

鹿児島県土木部優良業務等表彰推薦基準

1 趣旨

この推薦基準は、鹿児島県土木部優良業務等表彰実施要領（以下「要領」という。）に定める優良業務表彰、優秀技術者表彰の候補者推薦について、必要な事項を定める。

2 推薦基準

要領第4条の推薦は、次の基準に基づき原則として委託業務成績評定点の高い業務から行なうものとする。ただし、業務内容を勘案する場合はこの限りでない。なお、委託業務成績評定点の基準点については、別に定めるものとする。

（1）優良業務表彰

建設部長等は、次の要件を全て満たす業務のうち、別に定める推薦枠を限度として、優良業務の受託者を推薦できるものとする。

① 委託業務成績評定点が、原則基準点以上の業務の受託者とする。

ただし、次に掲げる者が履行した業務は除外する。

ア) 土木部建設工事に係る業務において、過去1年以内に他の業務で60点未満の委託業務成績評定点のある者。

イ) 過去3年以内に建設業法等の違反による行政処分、又は発注者から「県建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱」に基づく指名停止を受けた者。

ウ) 県外に本店を有する者。

（2）優秀技術者表彰

建設部長等は、優良業務表彰に推薦する業務に従事した技術者のうち、次の要件を全て満たす技術者の中から、別に定める推薦枠を限度として優秀技術者を推薦できるものとする。

① 業務の業務組織計画に記載され、当該業務を中心的に執行した技術者のうち、土木及び建築関係コンサルタント業務においては「管理技術者」または「担当技術者」、地質調査業務においては「主任技術者」または「担当技術者」とする。

ただし、建築関係コンサルタント業務における「担当技術者」は、「管理技術者」と同等の資格を有する者のうちから選出する。

② 土木部建設工事に係る業務において、過去1年以内に他の業務で60点未満の委託業務成績評定点のない技術者。

③ 過去3年以内に建設業法等の違反による行政処分を受ける原因となったことがない技術者。

3 優秀技術者表彰候補者の届出

受託者は、「2 推薦基準」（2）に該当する技術者について、担当技術者を推薦する場合は、優秀技術者表彰候補者届出書（別記第2号様式）を委託業務完了時に委託業務担当課長へ提出するものとする。

① 委託業務1件につき、1名の届出とする。

- ② 委託業務担当課長は、優秀技術者表彰候補者届出書の内容を確認のうえ、受理し保管するものとする。
- ③ 優秀技術者表彰候補者届出書に記載された担当技術者について、業務成果への貢献が確認できない場合は、土木及び建築関係コンサルタント業務においては「管理技術者」を、地質調査業務においては「主任技術者」を表彰候補者として選定するものとする。
- ④ 「業務成果への貢献が確認できない場合」とは、評価対象項目の「実施能力の評価」において「担当技術者の貢献」が評価されていない場合のことをいう。

付則

この推薦基準は、令和 7年9月1日から適用する。

優秀技術者表彰候補者届出書

委託業務担当課長 様

令和 年 月 日

(届出者) 所在地 _____
商号又は名称 _____
代表者名 _____

以下の者を、鹿児島県土木部優秀技術者表彰候補者として届出します。

業務名				
業務委託料				
契約工期				
ふりがな				
氏名				
生年月日	年齢	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
保有資格				
業務区分	<input type="checkbox"/> 土木関係コンサルタント <input type="checkbox"/> 建築関係コンサルタント <input type="checkbox"/> 地質調査			
受託者名 (商号又は名称)				
電話番号				
メールアドレス				

【添付書類】

- ・委託業務を受託した企業に所属する技術者であることが確認できる書類

【注意事項】

1. 本届出書は、受託者が、担当技術者を推薦する場合、委託業務完了時に、委託業務の業務組織計画とあわせて委託業務担当課へ提出する。
2. 委託業務1件につき、1名までの届出とする。
3. 本届出書に記載された担当技術者について、業務成果への貢献が確認できない場合は、土木及び建築関係コンサルタント業務においては「管理技術者」を、地質調査業務においては「主任技術者」を表彰候補者として選定するものとする。
4. 年齢は、委託業務契約を締結した日が属する年度の4月1日時点の年齢とする。

担当技術者の業務内容と役割

立場と役割

業務上の課題

技術的な解決策と成果

注：800文字以内で，簡潔にわかりやすく整理して枠内に記入すること。